

令和 8 年経済センサスー活動調査研究会（第 2 回） 議事概要

- 1 **日時** 令和 5 年 11 月 13 日（月） 14:00～16:00
- 2 **場所** 総務省第 2 庁舎 6 階 特別会議室、Web 会議による開催及び書面による開催
- 3 **出席者**
委員 等：廣松座長、野辺地委員（書面）、菅委員（Web）、宮川委員（Web）、
見玉協力者、高部協力者
オブザーバー：内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（政策統括官室）
東京都（総務局）、独立行政法人統計センター（統計編成部）
事務局：総務省（統計局）、経済産業省（大臣官房調査統計グループ）

4 議題

- (1) サービス分野の生産物分類の把握に係る改善
- (2) 財分野の生産物分類導入について
- (3) 生産物分類の適用に係るその他の検討課題について
- (4) その他

5 議事概要

- ・ 各議題において、検討の方向性について概ね了承された。
- ・ 主な意見等は以下のとおり。

【サービス分野の生産物分類把握に係る改善について】

- ・ 生産物分類の分割、新規品目の設定についてはぜひ取り組んで頂きたいが、新しいサービスの中には、総務省（政策統括官室）において生産物分類の検討を初めた 2017 年当時は全く議論されてなかった品目があると考えられる。今年度末までにその生産物分類も再検討して最終版を作成するという段階にあるため、経済センサス - 活動調査で検討した内容を、可能な限りその生産物分類の検討にも共有して頂きたい。
- ・ また、知的財産権の譲渡を知的財産の制作（請負）サービスと統合するという案について、生産物分類における知的財産の制作（請負）サービスは、相手先企業の注文を受けて制作したものであるのに対し、知的財産権の譲渡は、過去に自企業内で生産した知的財産のオリジナルの権利を譲渡するものである。その際生産物分類では、知的財産のオリジナルの生産額は、費用積み上げによって測定されることになっている。このように取扱が違うものを統合することになるが問題はないのか。
→知的財産権の譲渡は極めて額の小さい品目であるため、統合という形で考えているところ。

- 「マーケットプレイス提供サービス（広告以外の収入）」については、顧客からの入金相当額を売上(収入)、提供サービス本体の代金である原価部分を売上原価として計上する総額主義による会計処理と、売上(収入)と売上原価を相殺して手数料部分のみを売上(収入)として計上する純額主義による会計処理がある。大企業などの場合には、会計ルールの特例により代理店取引とみなされるものについては、純額主義により会計処理しなければならないこととなっているため、売上(収入)としての計上金額は大幅に少なくなっており、企業の規模や会計ルールの適用状況により、売上(収入)としての計上金額にバラツキがあるので、留意することが必要。

【財分野の生産物分類の把握について】

- 製造業についても、生産物分類の分割、統合をぜひ取り組んで頂きたい。商業に関して、生産物分類の統合分類を主に設定することは、記入者負担を考えるとやむを得ないと考える。ただ、なるべく品目別のマージン率を正確に把握できるよう、財の生産物分類と卸売業・小売業の生産物分類の対応関係が明確になるよう今後も検討して頂きたい。また、生産物分類は必ずしも産業分類と1対多で対応するという形ではないことが、経済センサスでは課題になる。産業の中には、生産物だけでは産業格付けが困難なものがいくつかあるため、これをどう扱うかについて今後しっかり検討して頂きたい。
- 前回の研究会の基本的な考え方を踏まえつつ、関係者と調整の上でさらに改善を加えているという点で評価できる。ただ、利用者のニーズ、報告者負担の他に、集計のオペレーションが適切に回るかという観点も考慮しながら対応して頂きたい。

【サービス業における副業としての財分野把握について】

- 令和3年調査の時点で、サービスに関する副次的な生産物に関しては、かなり把握の範囲が拡大しており、非常に評価できる。現状の問題は、サービス業が製造業を副次的に行っているケース、あるいは卸売業が製造業を副業として行っているケースである。それらは金額として少なく、記入者負担と見合わないので把握しない、という判断も妥当だが、一方で全部落としてしまうのはどうなのかという問題が残ると思われる。主業に副業の製造業が密接に結びついているというケースが多いため、将来的には記入者負担軽減のために、この産業ならばこの製造業の特定の品目を作っていますか、という聞き方ができるよう検討して頂きたい。アメリカでは、産業細分類ごとに調査票品目をプレプリントするなどの取組を行っているが、記入者ごとに調査票をカスタマイズして、記入者負担を考慮しても把握範囲を広げられるようにすることを、長期的な課題として考えて頂きたい。
- 主業、副業ごとに調査票を配り分けるということは、調査票を配布する前に事業所ごとに売上金額が多い品目を調査して、配布する調査票を決定するのか。
→経済センサス - 基礎調査や、毎年度実施している経済構造実態調査等の結果をもと

に産業把握を行っている。その結果をもとに、前年度までに把握した産業の分類符号を使用して調査票を配布している。

【試験調査における企業ヒアリングについて】

- 試験調査でも、記入者負担、回答可能性の検証をしっかりと行って頂きたいが、企業ヒアリングの方が今回は重要だと考える。以前は、経済センサスを実施する度に国側の担当者が変更されていたが、現在は規模の大きな企業に限られるとはいえ、企業担当を置いてサポートを行っているので、そこで培った関係性を企業ヒアリングに活かすことを考えて頂きたい。

【消費税の「税込み」回答状況について】

- 中小企業は税込みでの記入率が高く、大企業になるほど税込みでの記入率が低くなっている。統計上影響の大きい大企業の場合は、特に税抜き金額から税込み金額への補正が妥当であることが求められる。消費税の軽減税率（例：食料品等）や非課税取引（例：土地取引、金融関係等）が混在している場合の取扱が重要であり、技術的にどこまで補正で対応できるかということになると思われる。

【分類番号検索システムについて】

- 分類番号検索システムについて、製造業の品目を含めて作っているものを記入したらすぐに出てくるといようなシステムができるならば、サービス分野における副次的な生産物としての製造業も把握できるのではないか。その辺りも検討しながら進めて頂きたい。
→現状で考えているのは、あくまでも記入に対する補助のためのシステム。そのため、各事業所に配布する分類表の範囲内で措置することを考えている。
- 現状の調査票だと、事業所の方が副業について記入したくても記入できない品目がある。事業所としては、調査票記入の際に副業について書かなくても良いのかという、不安感もあるのではないか。品目について書きたければ書ける仕組みを組み込めないか。
→分類表に記載が無いものについて記入者が迷うことは考えられるが、そこまでのシステムが作り込めるかという問題がある。一方でフリー記入欄等を用意した場合、読み取って格付けする人員が必要になり、リソースの問題が発生する。そのため、現状の配布する分類表の範囲内で品目番号を選んでもらうというシステムで現状考えているところ。

以上